

新型コロナウイルス感染症の影響による認証保育所利用者に対する 保育料負担軽減補助の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響による保育園の入園等について、4月1日付で区内認可保育施設における対応を周知しているところですが、認証保育所に通うお子様の保護者の方々につきましても、育児休業からの復職及び認証保育料補助について、以下の取り扱いといたします。

1. 対象の方

令和2年4月1日入園児童の保護者

2. 育児休業からの復職及び認証保育料補助の取扱い

(1) 4月30日までに復職する方

復職後2週間以内に復職証明を受け、豊島区に提出していただくことで、4月分からの認証保育料補助を受けることができます。(通常通りの取扱い)

(2) 4月30日までに復職しない方(5月も引き続き復職できない方含む)

育児休業から復職できない理由により、以下の通り取扱いが異なります。

①本人の意図と反して復職できない場合(会社都合の場合)

認証保育所に4月・5月分の保育料をお支払いいただいている場合、6月1日(月)までに「新型コロナウイルス感染症の影響による育児休業(復職日)・就労開始日の延長届(認証保育料補助用)」(会社が記入・証明)を保育課私立保育所グループにご提出ください。(様式は区ホームページからダウンロードできます。)4月分より認証保育料補助を行います。 ※別途、復職後は2週間以内に復職の証明を受けていただきます。

②以外の理由により復職できない場合(自己都合の場合)

認証保育所に4月分の保育料をお支払いいただいている場合も、復職証明により、復職したことが確認できた月から認証保育料補助の対象となります。

3. 6月以降の取扱い

6月以降の取扱いにつきましては、社会情勢も鑑みつつ、追って通知いたします。

【問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課私立保育所グループ
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
TEL 03-3981-1823